

第1章 目的

(目的)

第1条 札幌大学（以下、「本学」という。）は、学校法人札幌大学（以下、「法人」という。）が設置する学校として、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び建学の精神に基づき、生气に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。

第2章 大学の組織

(大学の組織)

第2条 本学に、地域共創学群（以下、「学群」という。）人間社会学域（以下、「学域」という。）を置く。

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(学長)

第4条 本学に、学長を置く。

2 学長は、学校の教育及び研究を統括する。

3 学長は、教育研究等の校務をつかさどる。

4 学長は、職員を統督する。

(学長の選任等)

第5条 学長は、理事会において選任する。

2 学長の任期は、4年の範囲内とし、理事会において定める。ただし、8年を限度として、再任を妨げない。

3 学長はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

4 学長が欠けたときの後任者の任期は、4年の範囲内で理事会において定める。

5 学長の選考については、別に定める。

(副学長)

第6条 本学に、副学長を置くことができる。

2 副学長は学長が推薦し、理事長が任命する。

3 副学長は学長を助け、学長の命を受けて、校務をつかさどる。

(学群長)

第7条 本学の学群に、学群長を置く。

2 学群長は、学長が推薦し、理事長が任命する。

3 学群長は、学長が兼ねることができる。

(学系)

第8条 本学に、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げる学系を置く。

(1) 経済学系

(2) 外国語学系

(3) 経営・会計学系

(4) 法・政治学系

(5) 文化学系

(6) 教養学系

(7) 総合教育学系

2 前項各号の学系に、学系長を置く。

3 学系長は、各学系が候補者を選出し、その結果を踏まえ、学長が推薦し、理事長が任命する。

第3章 学群・学域、専攻

(学群・学域の教育目標及び人材育成の目的)

第9条 学群・学域の教育目標及び人材育成の目的は、次のとおりとする。

学群・学域

教育目標及び人材育成の目的

- (1) 急速に変化する現代の社会が抱える様々な課題に、広い視野と総合的な知識・判断力によって、総合的に対処できる人材を育成すること。
- (2) 地域において他者と共に新たな価値を創造する力、すなわち「地域共創力」を身につけた人材を育成すること。
- (3) 経済学、経営学、法学、外国語学、文化学などに関する専門知識を駆使して、参加と協働による持続可能な社会の実現に貢献する人材を育成すること。

(入学定員及び収容定員)

第10条 本学において設置する地域共創学群人間社会学域の入学定員は800人、収容定員は3,200人とする。

(専攻)

第11条 本学の学群・学域に、第9条に定める教育目標及び人材育成の目的を達成するために、専攻を置く。

2 専攻名及び専攻ごとの入学定員数は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員数
経済学専攻	156
経営学専攻	166
経営・会計コース	(106)
情報経営コース	(60)
法学専攻	120
英語専攻	70
歴史文化専攻	50
日本語・日本文化専攻	53
スポーツ文化専攻	85
リベラルアーツ専攻	100

3 前項各号の専攻に、専攻長を置く。

4 専攻長は、学系長が推薦し、学長が任命する。

第4章 教育水準の向上

(点検評価及び公表)

第12条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況を定期的に点検し、評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、第1項に定める点検評価に対し、政令で定める期間毎に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受け、その結果を公表するものとする。

(教育内容及び方法の改善)

第13条 本学は、前条の点検評価の結果を踏まえ、教育内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

(教育研究活動状況の情報公開)

第14条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、教育研究活動の状況について、刊行物やwebサイトへの掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

(公開講座)

第15条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要事項は、別に定める。

第5章 職員組織

(職員)

第16条 本学に、学長のほか、次に掲げる職員を置く。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 事務職員

2 職員に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第17条 本学の校務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

第6章 教授会

(教育研究協議会)

第18条 本学に、教育研究協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、学長、副学長、学群長、学系長及び学長が指名する委員会の委員長をもって構成する。
- 3 協議会は学長が招集し、議長を務める。
- 4 学長は、協議会における職務の補佐役として、副議長を指名することができる。
- 5 協議会の審議は、学群における教授会の審議とする。
- 6 協議会は、学長が次に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関し、学群及び学系の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める重要な事項

- 7 協議会は、前項に規定するもののほか、学長が定める教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べる。
- 8 学長は、協議会における職務を副学長に代行させることができる。
- 9 学長は、必要に応じ、学長が指名する職員をオブザーバーとして参加させることができる。
- 10 協議会に関する必要事項は、別に定める。

(学系会議)

第19条 学系に、学系会議を置く。

2 学系会議は、次に掲げる学系に関する事項について検討する。

(1) 教育研究に関する重要な事項で、学系の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

(2) 学系における教育研究に関する事項

- 3 学系会議の組織は、学系に所属する教授、准教授、講師、助教で構成する。
- 4 学系会議に関する必要事項は、別に定める。

(委員会)

第20条 学長は、本学の目的を達成するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要事項は、別に定める。

(その他の機関)

第21条 学長は、第20条に規定する委員会のほか、必要に応じその他の機関を置くことができる。

2 その他の機関に関する必要事項は、別に定める。

第7章 教育課程、試験、学業の評価、履修方法及び修業年限等

(授業科目)

第22条 本学に、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設する。

2 授業科目を分けて、基盤教育科目及び専門科目とする。

(授業の方法)

第23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の場合において、授業を外国で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位について45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2以上の方法の併用により行う授業については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(試験)

第25条 履修した授業科目については、試験を行い、学業成績を考査する。

2 試験は、筆記、口頭、実技及びレポートによって行う。ただし、平常点によってこれを代えることがある。

(学業の評価、成績評価基準及び単位の授与)

第26条 学業成績は、AA、A、B、C、D及びEに分け、AA、A、B及びCを合格とする。

点 数	評 価	
100～90	AA	合 格
89～80	A	
79～70	B	
69～60	C	
59以下	D	不 合 格
未受験等	E	

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 前項の成績は、学生に通知する。

(授業科目の種類、単位数及び履修方法等)

第27条 授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別表第1の定めるところによる。

2 履修に関する必要事項は、別に定める。

(他の大学における授業科目の履修)

第28条 本学の教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、当該他の大学等において修得した単位については、60単位を限度として学群において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

4 他の大学等の授業科目の履修に関する必要事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 本学の教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修又はその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により学群において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本学の教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第55条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学の教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第45条に定める編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第28条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合せて60単位を超えないものとする。

（修業年限及び在学年限）

第31条 本学の修業年限は、4年とする。

2 本学の学生は、8年を超えて在学することができない。

第8章 学年、学期及び休業日

（学年）

第32条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第33条 学年を、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

3 学長は、必要に応じて、第1項に定める学期の期間を変更することができる。

（休業日）

第34条 休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

（2）本学の開学記念日 5月6日

（3）夏期休業 8月1日から8月31日まで

（4）冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じて、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項各号に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第9章 学籍

（学生の身分）

第35条 学生の入学、休学、転学、留学、退学、除籍、卒業等、学籍に関する事項については、学長がこれを定める。

第10章 賞罰

（表彰）

第36条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することがある。

2 表彰に関する必要事項は、別に定める。

（懲戒）

第37条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、学長が懲戒を行う。

2 懲戒は、退学、停学及びけん責の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがない者

（2）学生としての本分に著しく反した者

4 停学は、有期停学と無期停学とに分ける。停学のうち、有期停学は3月以内とし、3月を超えるものを無期停学とする。

5 懲戒に関する必要事項は、別に定める。

第11章 入学

（入学の時期）

第38条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第39条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学が個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第40条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 入学の志願に関する必要事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第41条 前条の入学志願者については、所定の選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第42条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学手続及び入学許可に関する必要事項は、別に定める。

(転入学、編入学及び再入学)

第43条 他大学等から本学への転入学又は編入学を志願する者があるとき、又は本学を正当の理由で退学し、再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3 転入学、編入学及び再入学に関する必要事項は、別に定める。

第12章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第44条 病気その他やむを得ない理由により6月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学は、当該学年限りとする。ただし特別の事情がある場合には、引き続き1年に限り休学を許可することがある。

3 休学に関する必要事項は、別に定める。

(休学期間)

第45条 休学期間は、第31条第2項の在学年限に算入しない。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(復学)

第46条 前条の休学期間に休学の理由が消滅した場合には、学長が復学を許可することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

3 復学に関する必要事項は、別に定める。

(転学)

第47条 他の大学への入学又は転学を志願しようとする者は、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

- 2 転学に関する必要事項は、別に定める。
(留学)

第48条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第31条第2項に定める在学年限に含めることができる。
- 3 留学に関する必要事項は、別に定める。
(退学)

第49条 退学しようとする者は、その理由を明記し、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

- 2 退学に関する必要事項は、別に定める。
(除籍)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第31条第2項に定める在学年限を超えた者
 - (2) 第45条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 授業料の納付を怠った者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者
- 2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することがある。
 - 3 復籍に関する必要事項は、別に定める。

第13章 委託学生、研究生、科目等履修生、特別科目等履修生及び外国人留学生

(委託学生)

第51条 学長は、官公庁、外国政府及びその他の事業体から本学での学修を委託されたときは、本学正規課程の学生の学修に妨げがない限り、選考のうえ、委託学生として受入を許可することがある。

- 2 委託学生に関する必要事項は、別に定める。
(研究生)

第52条 学長は、本学において、学業に係る特定の分野又は事項について研究することを志願する者があるときは、本学正規課程の学生の学修に妨げがない限り、選考のうえ、研究生として受入を許可することがある。

- 2 研究生に関する必要事項は、別に定める。
(科目等履修生)

第53条 学長は、本学の学生以外の者で、1科目又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学正規課程の学生の学修に妨げがない限り、選考のうえ、科目等履修生として受入を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。
(特別科目等履修生)

第54条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学と当該他の大学等との協定に基づき、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学正規課程の学生の学修に妨げがない限り、選考のうえ、特別科目等履修生として受入を許可することがある。

- 2 特別科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。
(外国人留学生)

第55条 学長は、外国人で、本学において教育を受ける目的をもって、学業に係る特定の分野又は事項について研究すること、若しくは、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学正規課程の学生の学修に妨げがない限り、選考のうえ、外国人留学生として受入を許可することがある。

- 2 学長は、外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入学を志願する者があるときは、選考のうえ、正規課程外国人留学生として入学を許可することがある。
- 3 外国人留学生に関する必要事項は、別に定める。

第14章 卒業、学位授与及び資格の取得

(卒業)

第56条 4年以上在学して別表第1に定める所定の授業科目及び単位を修得し、卒業認定基準を満たした者には、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 早期卒業に関する必要事項は、別に定める。

3 第1項及び第2項の卒業認定基準については、あらかじめ明示するものとする。

4 第1項及び第2項の在学年限には、休学の期間を算入しない。

(学位授与)

第57条 卒業証書を授与された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。

学群・学域	専攻	学位
地域共創学群	経済学専攻	学士（経済学）
人間社会学域	経営学専攻	学士（経営学）
	法学専攻	学士（法学）
	英語専攻	学士（英語）
	ロシア語専攻	学士（ロシア語）
	歴史文化専攻	学士（文化学）
	日本語・日本文化専攻	学士（文化学）
	スポーツ文化専攻	学士（文化学）
	リベラルアーツ専攻	学士（文化学）

(教育職員免許状の取得)

第58条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第56条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める要件を満たすとともに同法施行規則（昭和29年文部省令第12号）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得に関する必要事項は、別に定める。

(学芸員の資格取得及び日本語教師養成課程の修了)

第59条 学芸員の資格を取得しようとする者は、第56条に規定する卒業の要件を充足し、かつ博物館法（昭和25年法律第285号）に定める要件を満たすとともに同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格取得に関する必要事項は、別に定める。

3 日本語教師養成課程を修了しようとする者は、第56条に規定する卒業の要件を充足し、日本語教育人材の養成・研修の在り方について（平成30年3月2日第67回文化審議会国語分科会）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

4 日本語教師養成課程に関する必要事項は、別に定める。

第15章 学費等納付金

(学費等納付金)

第60条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費の金額は、別表第6のとおりとする。

2 前項に規定する納付金その他、教育に必要な費用を徴収することがある。

3 学費等納付金に関する必要事項は、別に定める。

(退学の場合の学費)

第61条 退学を願い出る者は、当該学期分までの学費等を完納していなければならない。ただし、当該学期の納付期日までに願い出が受理され退学が許可された者は、この限りではない。

(休学の場合の学費)

第62条 休学中の学費等納付金に関する必要事項は、別に定める。

(授業料等納付金の不返還)

第63条 既納の授業料等納入金は、返還しない。ただし、入学手続き時における取扱いはこの限りでない。

第16章 付属施設

(図書館)

第64条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する必要事項は、別に定める。

(研究所)

第65条 本学に、研究所を置くことができる。

2 研究所に関する必要事項は、別に定める。

(その他の付属施設)

第66条 本学に、必要に応じて、その他の付属施設を置くことができる。

2 その他の付属施設に関する必要事項は、別に定める。

(保健室等)

第67条 本学に、学生及び職員の保健、衛生を管理するために保健室等を置く。

2 保健室等に関する必要事項は、別に定める。

第17章 改廃手続

(改廃手続)

第68条 この学則の改廃は、学長の意見を聴いて理事会が決定する。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年4月1日)

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日)

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日)

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日)

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日)

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日)

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日)

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日)

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日)

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日)

(施行期日)

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 外国語学部英語学科、ロシア語学科、経営学部経営学科及び法学部法学科の学生定員は、第2章第3条の規定にかかわらず平成元年度から平成3年度の間次のとおりとする。

学部学科	平成元年度	平成2年度	平成3年度
外国語学部	630人	580人	530人
英語学科	380	360	340
ロシア語学科	250	220	190
経営学部	1,150人	1,100人	1,050人
経営学科	1,150	1,100	1,050

法学部	200人	400人	600人
法学科	200	400	600

附 則（平成 2 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 2 年度から平成 10 年度において経済学部及び経営学部の入学定員は、第 2 章第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部学科	入学定員
経済学部	400人
経済学科	400
経営学部	300人
経営学科	300

附 則（平成 3 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、教育職員免許に係る「地理歴史」及び「公民」の教育課程については、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 3 年度から平成 10 年度において外国語学部英語学科、ロシア語学科、経営学部経営学科及び法学部法学科の入学定員は、第 2 章第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部学科	入学定員
外国語学部	170人
英語学科	115
ロシア語学科	55
経営学部	350人
経営学科	350
法学部	300人
法学科	300

附 則（平成 3 年 10 月 1 日）

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 9 章第 38 条の規定は、平成 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 4 年度以前入学生は、第 13 条第 1 項に規定する別表第 1 から別表第 7 まで及び第 37 条第 1 項に規定する別表第 1 から別表第 6 までにかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 5 年度以前入学生は、第 13 条第 1 項に規定する別表第 1 から別表第 7 まで及び第 37 条第 1 項に規定する別表第 1 から別表第 6 までにかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成7年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第7まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第6までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成9年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成8年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成10年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成9年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成11年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成11年度において経済学部経済学科、外国語学部英語学科、ロシア語学科、経営学部経営学科、法学部法学科の入学定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部	入学定員
経済学部	400人
経済学科	400
外国語学部	170
英語学科	115
ロシア語学科	55
経営学部	400
経営学科	300
法学部	300
法学科	300

- 3 平成10年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成12年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成12年度から平成16年度において、経済学部経済学科、外国語学部英語学科、ロシア語学科、経営学部経営学科及び法学部法学科の入学定員は、第2章第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部学科	平成12年度 入学定員	平成13年度 入学定員	平成14年度 入学定員	平成15年度 入学定員	平成16年度 入学定員
経済学部	375人	350人	325人	300人	300人
経済学科	375	350	325	300	300

外国語学部	165	160	155	150	150
英語学科	115	110	105	100	100
ロシア語学科	50	50	50	50	50
経営学部	400	400	400	400	400
経営学科	300	300	300	300	300
法学部	275	250	250	250	250
法学科	275	250	250	250	250

- 3 平成11年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成13年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成12年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成14年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成14年度から平成16年度において、経営学部経営学科の入学定員は、第2章第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
学部学科	入学定員	入学定員	入学定員
経営学部	380人	370人	350人
経営学科	280	270	250

- 3 平成13年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成15年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 平成15年度において、経営学部経営学科の入学定員は、第2章第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成15年度
学部学科	入学定員
経営学部	370人
経営学科	270

（経過措置）

- 3 平成14年度以前入学生は、第8条に規定する授業科目の区分、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成16年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成15年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成17年4月1日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成16年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のとおりとする。
附 則 (平成18年4月1日)
(施行期日)
- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成17年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第13まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第10までにかかわらず、なお従前のとおりとする。
(経営学部産業情報学科の存続に関する経過措置)
- 3 経営学部産業情報学科は、第3条の規定にかかわらず平成17年度以前入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。
附 則 (平成19年4月1日)
(施行期日)
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
(文化学部日本語・日本文化学科及び比較文化学科の存続に関する経過措置)
- 2 文化学部日本語・日本文化学科及び比較文化学科は、第3条の規定にかかわらず、平成18年度以前入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。
(経過措置)
- 3 平成18年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のとおりとする。
附 則 (平成20年4月1日)
(施行期日)
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成19年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のとおりとする。
附 則 (平成21年4月1日)
(施行期日)
- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
(経営学部ビジネスコミュニケーション学科及び法学部自治行政学科の存続に関する経過措置)
- 2 経営学部ビジネスコミュニケーション学科及び法学部自治行政学科は、第3条の規定にかかわらず、平成20年度以前入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。
(経過措置)
- 3 平成20年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のとおりとする。
附 則 (平成22年4月1日)
(施行期日)
- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成21年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のとおりとする。
附 則 (平成23年4月1日)
(施行期日)
- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成22年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則（平成24年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成23年度以前入学生は、第13条第 1 項に規定する別表第 1 から別表第14まで及び第37条第 1 項に規定する別表第 1 から別表第11までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成25年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
（経済学部経済学科、外国語学部英語学科、外国語学部ロシア語学科、経営学部経営学科、法学部法学科、文化学部文化学科の存続に関する経過措置）
- 2 経済学部経済学科、外国語学部英語学科、外国語学部ロシア語学科、経営学部経営学科、法学部法学科、文化学部文化学科は、第 3 条の規定にかかわらず、平成24年度以前入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。

（経過措置）

- 3 平成24年度以前入学生は、第 3 条の 2、3 条 2 の 2、8 条、13条、14条、15条、15条の 2、15条の 3、16条、20条、22条、23条、25条、26条、27条、28条、29条、30条、31条、37条、38条、40条、41条にかかわらず、なお従前のおりとする。

（文化学部比較文化学科の廃止）

- 4 文化学部比較文化学科は、平成25年 3 月31日付けで廃止する。

附 則（平成26年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
（文化学部日本語・日本文化学科の廃止）
- 2 文化学部日本語・日本文化学科は、平成26年 3 月31日付けで廃止する。

附 則（平成27年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
（経営学部ビジネスコミュニケーション学科の廃止）
- 2 経営学部ビジネスコミュニケーション学科は、平成27年 3 月31日で廃止する。
（法学部自治行政学科の廃止）
- 3 法学部自治行政学科は、平成27年 3 月31日で廃止する。
（札幌大学大学院学則の廃止）
- 4 札幌大学大学院学則は、平成27年 3 月31日をもって廃止する。
（札幌大学大学院学則の廃止に伴う経過措置）
- 5 平成24年度以前入学生の教育課程については、第69条第 1 項に規定する別表第15及び別表第17～20並びに第71条にかかわらず、なお「札幌大学大学院学則」（平成23年 4 月 1 日施行）のおりとする。

（経過措置）

- 6 平成26年度以前入学生は、第69条第 1 項に規定する別表16、18～20にかかわらず、なお「札幌大学大学院学則」（平成25年 4 月 1 日施行）のおりとする。

附 則（平成28年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
（外国語学部ロシア語学科の廃止）
- 2 外国語学部ロシア語学科は、平成29年 3 月31日で廃止する。

附 則（平成30年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
（法学研究科法学専攻、経営学研究科経営学専攻、外国語学研究科英語学専攻、外国語学研究科ロシア語学専攻及び経済学研究科地域経済政策専攻の存続に関する経過措置）
- 2 法学研究科法学専攻、経営学研究科経営学専攻、外国語学研究科英語学専攻、外国語学研究科ロシア語学専攻及び経済学研究科地域経済政策専攻は、改正後第66条（研究科、専攻及び収容定員）の規定にかかわらず、平成29年度以前入学生が当該研究科に在学している間、存続するものとする。
（第66条の 2、第89条及び第90条の 2 に係る経過措置）
- 3 文化学研究科文化学専攻を除く平成29年度以前入学生は、第66条の 2（研究科の教育目標及び人材育成の目的）、第89条（学位授与）及び第90条の 2（教育職員免許状の取得）にかかわらず、なお従前のとおりとする。
（地域共創学群現代教養専攻の存続に関する経過措置）
- 4 地域共創学群現代教養専攻は、第29条（専攻）の規定にかかわらず、平成29年度以前入学生が当該専攻に在学している間、存続するものとする。
（外国語学研究科ロシア語学専攻の廃止）
- 5 外国語学研究科ロシア語学専攻は、平成30年 3 月31日で廃止する。
（外国語学部英語学科の廃止）
- 6 外国語学部英語学科は、平成30年 3 月31日で廃止する。
（外国語学部の廃止）
- 7 外国語学部は、平成30年 3 月31日で廃止する。

附 則（平成31年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
（経営学研究科経営学専攻の廃止）
- 2 経営学研究科経営学専攻は、平成31年 3 月31日で廃止する。
（外国語学研究科英語学専攻の廃止）
- 3 外国語学研究科英語学専攻は、平成31年 3 月31日で廃止する。
（経済学研究科地域経済政策専攻の廃止）
- 4 経済学研究科地域経済政策専攻は、平成31年 3 月31日で廃止する。
（経済学部経済学科の廃止）
- 5 経済学部経済学科は、平成31年 3 月31日で廃止する。
（文化学部文化学科の廃止）
- 6 文化学部文化学科は、平成31年 3 月31日で廃止する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 第10条（入学定員及び収容定員）の規定にかかわらず、令和 4 年度までの収容定員は、次のとおりとする。
学群学域 地域共創学群 人間社会学域
令和 2 年度 収容定員 3,500人
令和 3 年度 収容定員 3,400人
令和 4 年度 収容定員 3,300人
（地域共創学群地域創生専攻、現代政治専攻、中国語・中国文化専攻、異文化コミュニケーション専攻の存続に関する経過措置）
- 3 地域共創学群地域創生専攻、現代政治専攻、中国語・中国文化専攻、異文化コミュニケーション専攻は、第11条（専攻）の規定にかかわらず、平成31年以前入学生が当該専攻に在学している間、存続するものとする。

(法学部法学科の廃止)

- 4 法学部法学科は、令和2年3月31日で廃止する。

附 則 (令和3年4月1日)

(施行期日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(経営学経営学科の廃止)

- 2 経営学部経営学科は、令和3年3月31日で廃止する。

附 則 (令和4年4月1日)

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定は、札幌大学女子短期大学部が存続している間、なお従前のとおりとする。

附 則 (令和6年4月1日)

(施行期日)

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。

(地域共創学群ロシア語専攻の存続に関する経過措置)

- 2 地域共創学群ロシア語専攻は、第11条の規定にかかわらず、令和5年度以前入学生が当該専攻に在学している間、存続するものとする。

(経済学専攻、経営学専攻、日本語・日本文化専攻及びスポーツ文化専攻の入学定員に関する経過措置)

- 3 経済学専攻、経営学専攻、日本語・日本文化専攻及びスポーツ文化専攻は、第11条（専攻）の規定にかかわらず、令和5年度以前入学生の入学定員を従前のとおりとする。

附 則 (令和6年6月1日)

(施行期日)

- 1 この学則は令和6年6月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日)

(施行期日)

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。